

第3章 地方行政の現状

第1節 地方行政制度

(1) 地方行政制度に関する法令

①インドネシア共和国憲法（1945年）

同国の地方行政制度は、1945年のインドネシア共和国憲法第18条の「インドネシアの地域区分は大地域と小地域に区分され、国家政治行政制度の枠内での協議に基づいて定められる法律によってその行政機構が定められ、また、特定地域の本来の諸権限が付与される。」の規定に基づいている¹⁹⁰⁾。

同国では、この憲法規定に基づき、独立以来、地方行政制度に関する法律が制定されてきたが、現在の地方行政制度を規定しているのは、1974年に制定された「地方行政の基本に関する法律」（法律第5号）である¹⁹¹⁾。

②地方行政の基本に関する法律（1974年法律第5号）

同国の政治行政制度の狙いは多様な国民を統合することにあるとされている¹⁹²⁾。このため、同法で定めている地方行政制度は、中央による一元的なコントロールが容易に行い得るように、中央の意向に忠実で、かつ地方の実情に通じた者に裁量権を与え、地方の実情に応じた行政を行わせることが目的であると言われている¹⁹³⁾。

現行の地方行政制度は、このような中央のコントロールと地方独自の行政の推進という相反する要請に応えるため、①権限の非集中化（Dekonsentrasi）と、②分権化（Desentralisasi）という2つの原則を掲げている。

前者の原則は、中央政府の機能をできるだけ地方にある行政機関に担わせるものであり、後者の原則は、いわゆる地方議会を持った「自治体（P 28で述べたいわゆる普通の意味での地方自治体）」に中央政府の機能の一部や一定の決定権限を付与するものであるといわれている¹⁹⁴⁾。つまり、地方行政区の設置は権限の非集中化の原則に基づくものであり、自治地域の設置は分権化の原則に基づくものであるといえよう。

同国では、前述したようにこの地方行政基本法の規定（P 27参照）により、地方行政区と自治地域という性格の異なる行政の地域区分が設けられている。しかし、州・県・政令市の名称、境界等については、地方行政区と自治地域としてのそれが一致しているとされ、また、州知事、県知事、政令市長は両者の長を兼ねることとされている。従って、州・県・政令市（の首長）は、地方行政区としての事務と自治地域としての事務を持っていることになる。

③村落行政法（1979年法律第5号）

同国には現在6万を越える村落がある。これらは最も基礎的な行政単位と言われて

いる¹⁹⁵⁾。村落行政については、上記の地方行政基本法には規定されておらず、村落行政法で定められている。村落（以下「村」と言う）は農村部の村と都市部の村に分かれており、農村部の村だけが独自の議会を有している¹⁹⁶⁾。

しかし、農村部の村を含め村については自治地域としての認定がなされておらず、農村部の村は基礎レベルの自治組織と言われている¹⁹⁷⁾。

（２）州、県・政令市等の数

既に述べてきたが、地方行政基本法の規定によると、自治地域は「第１レベルの地域」と「第２レベルの地域」からなっており、各々「地域の長（首長）」と「地域住民代表会議（いわゆる地方議会）」からなる「地域の政府」が置かれている。その意味で、自治地域は日本と言う「地方自治体」に近いものと思われる。

第１レベルの地域は、国の地方行政区のうち「州（首都を含む）」の名称及び境界と同一のものであり、第２レベルの地域も「県」「政令市」のそれと同じである。

地方における行政政府の長である「州知事」「県知事」「政令市長」は、自治体の長としての性格と中央政府の一つの機関であると言う２重の性格を有している。

首都ジャカルタは、その面積が著しく狭いにもかかわらず、第２レベルの自治地域ではなく、第１レベルの自治地域（＝州）と同等の位置付けがなされており「特別特定州」と呼ばれている。残り 26 州のうち、アチュ、ジョクジャカルタは「特定州」と呼ばれている¹⁹⁹⁾。特定州は歴史的な経緯等からこのような名称が付けられたようである。首都ジャカルタについては、地方行政基本法で、首都については別に定めるとの規定がある関係上、特別特定州と呼ばれているものと思われる²⁰⁰⁾。

通常、州（特定州を含む）は、「県」及び「政令市」からなっているが、ジャカルタ特別特定州には自治地域としての県及び政令市が存在せず、地域行政区としての「行政区」が５つあるだけである。しかしながら、これらの行政区は議会組織がない以外は、県及び政令市と同等のステイタスを有していると言われている²⁰¹⁾。

なお、県及び政令市の間では、自治地域や地方行政区としての権限等に関する違いはないとされている²⁰²⁾。

県・政令市の下には、前述したように「郡」や「行政町」がある。郡や行政町には議会は設置されておらず、自治地域における行政単位であると同時に国の地方行政区でもある²⁰³⁾。郡の下には、最も基礎的な行政単位としての「村」がある。農村部の村は基礎レベルの自治組織でもあるのに対し、都市部の村は単なる行政単位でしかない。

なお、ジャカルタ特別特定州には、行政区の下に、43 の郡、265 の村（都市部）が置かれている。

上記の州、県・政令市、郡、村などのいわゆる「地方における行政政府」の数を州別に示したものが表 15 である。

表15：州別の地方における行政政府の数（1996年4月現在）

州		県	政令市	地方行政区				
				行政区	行政町	郡	村(農村部)	村(都市部)
1	アチェ特定州	8	2	—	2	142	5,355	112
2	北スマトラ州	11	6	—	3	252	4,699	405
3	西スマトラ州	8	6	—	1	114	1,749	408
4	リアウ州	5	1	1	2	91	1,036	168
5	ジャンビ州	5	1	—	—	54	1,004	102
6	南スマトラ州	8	2	—	4	101	2,418	218
7	ベンクルー州	3	1	—	—	31	1,026	79
8	ランポン州	4	1	—	1	77	1,754	112
9	ジャカルタ特別特定州	—	—	5	—	43	—	265
10	西ジャワ州	20	5	—	6	529	6,689	415
11	中ジャワ州	29	6	—	3	532	7,863	650
12	ジョグジャカルタ特定州	4	1	—	—	75	393	45
13	東ジャワ州	29	8	—	2	615	7,734	666
14	西カリマンタン州	6	1	—	1	108	1,307	58
15	中カリマンタン州	5	1	—	—	82	1,068	98
16	東カリマンタン州	4	2	—	2	73	997	118
17	南カリマンタン州	9	1	—	1	117	2,058	111
18	バリ州	8	1	—	—	51	565	79
19	西ヌサトゥンガラ州	6	1	—	—	61	521	61
20	東ヌサトゥンガラ州	12	1	—	—	114	1,681	211
21	東チモール州	13	—	—	1	62	442	—
22	南スラウェシ州	21	2	—	2	185	1,803	493
23	中スラウェシ州	4	1	—	—	64	1,254	85
24	北スラウェシ州	4	3	—	—	93	1,160	276
25	東南スラウェシ州	4	1	—	1	64	680	165
26	マルク州	4	1	—	1	56	1,443	73
27	イリアン・ジャヤ州	9	1	—	—	117	2,149	83
合 計		243	57	6	33	3,903	58,848	5,556

出所) インドネシア内務省 「DATA WILAYAH ADMINISTRASI PEMERINTAH 1996」

(3) 州、県・政令市等の人口・面積

第1章(表1)で述べたように、人口、面積は州によって大きな違いがある。

すなわち、人口については、最大が西ジャワ州の約3,500万人、最小が東チモール州の約75万人、平均州人口は約660万人である。

面積については、最大がイリヤン・ジャヤ州の約422,000 k m²、最小がジャカルタ特別特定州の約660 k m²、平均州面積は約71,000 k m²である。平均人口密度は約93人/k m²である。

県及び政令市の場合、巻末の別紙2「県及び政令市の名称、面積、人口」^{注)}に示したとおり、その人口、面積は、各県や政令市によって大きな違いがある。

県の場合、人口が最大であるのはボゴール県(西ジャワ州)の約420万人、最小であるのはアイレウ県(東チモール州)の約3万人、平均人口は約65万人である。

面積が最大であるのはムラウケ県(イリアン・ジャヤ州)の約120,000 k m²、最小であるのはクルンクン県(バリ州)の約315 k m²、平均面積は約7,800 k m²である。平均人口密度は約83人/k m²である。

一方、政令市の場合、人口が最大であるのはスラバヤ市(東ジャワ州)の約260万人、最小であるのはサウルント市(西スマトラ州)の約1.6万人、平均人口は約41万人である。

面積が最大であるのはサマリダ市(東カリマンタン州)の約2,700 k m²、最小であるのはサウルント市(西スマトラ州)の約6 k m²、平均面積は約230 k m²である。平均人口密度は約1,783人/k m²である。

注) 県及び政令市の名称、面積、人口は資料の関係で1993年の数値を用いており、平均人口等も全てこの数字に基づいている。

郡や村の人口、面積も、上記を反映して地域によって大きな違いがある。

表1及び表15より計算すると、郡の場合、平均人口が最大であるのはジャカルタ特別特定州で約19万人、最小であるのは東チモール州で約1.2万人、全国の郡の平均人口は約4.6万人である。また、平均面積が最大であるのはイリアン・ジャヤ州で約3,600 k m²、最小であるのはジャカルタ特別特定州で約15 k m²、全国の郡の平均面積は約490 k m²である。

同様に村(農村部・都市部双方)の場合、平均人口が最大であるのはジャカルタ特別特定州で約3.1万人、最小であるのはアチュ特定州で約625人、全国の村の平均人口は約2,800人である。また、平均面積が最大であるのは東カリマンタン州で約180 k m²、最小であるのはジャカルタ特別特定州で約2.5 k m²、全国の村の平均面積は約30 k m²である。

なお、郡・村の平均人口密度は約93/k m²である。

州別に県・政令市、郡及び村の平均人口と平均面積を示したのが表16である。

表16：州別の県・政令市、郡及び村の平均人口・面積

州 名	平均人口〔単位：人〕				平均面積〔単位：km ² 〕			
	県	政令市	郡	村	県	政令市	郡	村
1 アチェ特定制州	427,450	134,800	24,056	625	6,890	134	390	10
2 北スマトラ州	742,409	441,150	40,698	2,009	6,467	88	281	14
3 西スマトラ州	403,925	161,933	35,088	1,854	5,259	137	437	23
4 リアウ州	606,940	316,500	36,308	2,744	18,700	530	1,039	79
5 ジャンビ州	371,040	382,100	37,426	1,827	10,646	206	830	41
6 南スマトラ州	685,638	695,000	62,505	2,395	13,625	128	1,026	39
7 ベンクルー州	365,933	222,600	38,032	1,067	6,534	145	683	19
8 ランボン州	1,417,850	755,300	78,156	3,225	8,804	169	433	18
9 ジャカルタ特別特定制州	-	-	192,070	31,166	-	-	15	3
10 西ジャワ州	1,744,085	581,900	66,888	4,981	2,142	66	87	7
11 中ジャワ州	919,469	434,650	53,611	3,350	1,105	84	64	4
12 ジョグジャカルタ特定制州	625,425	416,600	38,840	6,651	788	33	42	7
13 東ジャワ州	998,221	554,000	52,852	3,870	1,630	82	80	6
14 西カリマンタン州	510,283	429,100	29,898	2,366	24,450	108	1,359	108
15 中カリマンタン州	281,700	133,800	17,024	1,197	30,233	2,400	1,861	131
16 東カリマンタン州	330,025	412,050	25,712	1,683	51,942	1,837	2,773	182
17 南カリマンタン州	252,000	513,500	22,205	1,198	4,051	72	322	17
18 バリ州	357,000	416,900	54,471	4,314	689	124	109	7
19 西ヌサトゥンガラ州	591,267	294,600	55,246	5,790	3,349	61	331	35
20 東ヌサトゥンガラ州	288,667	-	28,675	1,728	3,946	-	420	25
21 東チモール州	62,177	-	12,065	1,692	1,124	-	240	34
22 南スラウェシ州	295,552	569,850	37,741	3,041	2,962	138	393	32
23 中スラウェシ州	462,700	-	26,734	1,278	15,923	-	1,089	52
24 北スラウェシ州	524,700	197,333	26,645	1,726	6,774	131	205	13
25 東南スラウェシ州	374,400	-	21,094	1,598	9,535	-	433	33
26 マルク州	425,500	298,800	33,179	1,226	19,378	359	1,330	49
27 イリアン・ジャヤ州	203,189	165,500	14,094	739	43,854	116	3,607	189
全国平均	653,813	408,092	45,960	2,785	7,808	228	492	30

出所) インドネシア内務省「DATA WILAYAH ADMINISTRASI PEMERINTAH 1996」 インドネシア-日本ビジネスサービス「第6次5ヶ年開発計画
(資料) 1994-1998年度」 P85~P113 をもとに作成。

第2節 州、県・政令市等の組織と業務

(1) 組織

インドネシアの州、県・政令市の組織は、前述した「地方行政基本法」によると、大きく分けて、地域の長である「首長」、選挙によって選出される議員及び任命議員によって構成される「地方議会」からなっている。首長を補佐する組織として、首長のもとに「執行機関（官房及び各種部局等）」が置かれている²⁰⁴⁾。

州を例に、これらの組織を示したものが図12である。

①首長

州の長である「州知事」、県・政令市の長である「県知事」「市長」は、一定の資格を持った候補者の中から地方議会（DPRD）が適格者2～3名を選出し、その中から上位政府が任命する手続きを経て選出される²⁰⁵⁾。

候補者に関しては、地方行政基本法の規定（第14条）により、インドネシア国民であり、かつ一定の資格（15の資格が規定されている）を持つ人物とされている。

求められる一定の資格の主なものは次のとおりである²⁰⁶⁾。

- ・ 国家5原則（パンチャシラ）及び1945年憲法に忠誠を誓っていること
- ・ 国家に反逆した事実がないこと、インドネシア共産党などの不法な組織のメンバーであったことのないこと
- ・ 州知事の候補者にあつては年齢が35歳以上であること、県知事・市長の候補者にあつては30歳以上であること
- ・ 州知事の候補者にあつては学士卒業程度以上の学歴を有すること、県知事・市長の候補者にあつては短大卒業程度以上の学歴を有すること

州知事の場合は内務大臣の推薦によって大統領が任命することになっており、県知事・市長の場合は州知事の推薦によって内務大臣が任命することになっている。任期はいずれも5年であり、再任は可能であるが、連続2期までとなっている。

なお、首長は特別職の国家公務員とされており、上記の資格を失ったり、地方行政基本法に定める義務に反した場合には、大統領または内務大臣によって解任されるとされている²⁰⁷⁾。

②地方議会

「地域住民代表会議」いわゆる地方議会は、地方行政基本法の規定に基づき、州及び県・政令市にのみ設置されている。

地方議会は、選挙で選出される議員と内務大臣によって任命される議員からなっており、その比率や全体の定数については、「国民協議会、国民議会及び地域住民代表会議の構成と地位に関する法律（1985年法律第2号）」で定められている。

同法によると、州の地方議会の場合、議員定数は45名以上〔但し、ジャカルタ特別特定州は60名以上〕100名以下と規定されている。県・政令市の地方議会の場合は20名以上45名以下と規定されている。

また、選出議員と任命議員の比率は、州、県・政令市の地方議会ともに4/5（選出議員）と1/5（任命議員）と定められており、任命議員については、国軍とゴルカルの中から選ばれ、内務大臣が任命することになっている²⁰⁸⁾。

選出議員と任命議員とも任期は5年であり、地方議会の開催は少なくとも年2回とされている。なお、地方議会議員の罷免に関しては、州の場合は内務大臣、県・政令市の場合は州知事が決定することになっている。

地方議会の権限は、次のとおりとされている。

ア) 予算審議権 イ) 議員に対する質問権の保証 ウ) 答申の請求権
エ) 修正権 オ) 意見陳述権 カ) 発議権 キ) 調査権

また、図12のうち「各委員会」については、5つの委員会（行政・治安委員会、財務・地方公営企業委員会、経済委員会、開発委員会、住民福祉委員会）からなっている²⁰⁹⁾。

③ 執行機関

「官房局」〔SETWILDA〕は、総務、人事、中央政府の地方行政及び管内の自治行政に関する情報の収集及び分析、行政計画の策定、開発事業の監視、農村行政の監察、民間部門及び政府機関関係の調整等を行っている。

なお、官房局の長は、内務大臣（州の場合）又は州知事（県・政令市の場合）によって任命されることになっている²¹⁰⁾。

「業務局」〔DINAS DAERAH〕は、自治地域としての業務を実施する機関であると言われ、各種手続き業務、行政指導、計画立案、許認可業務、業務実施及びその監督・管理等を行っている。

業務局の業務は、法令に基づき中央政府から州、県・政令市に委譲された行政分野に限るとされている。委譲される業務は、営利事業にならないこと、行政能力の範囲内であるとされており²¹¹⁾、現在のところ一般の州の場合19分野となっている²¹²⁾。これらについては後述する。

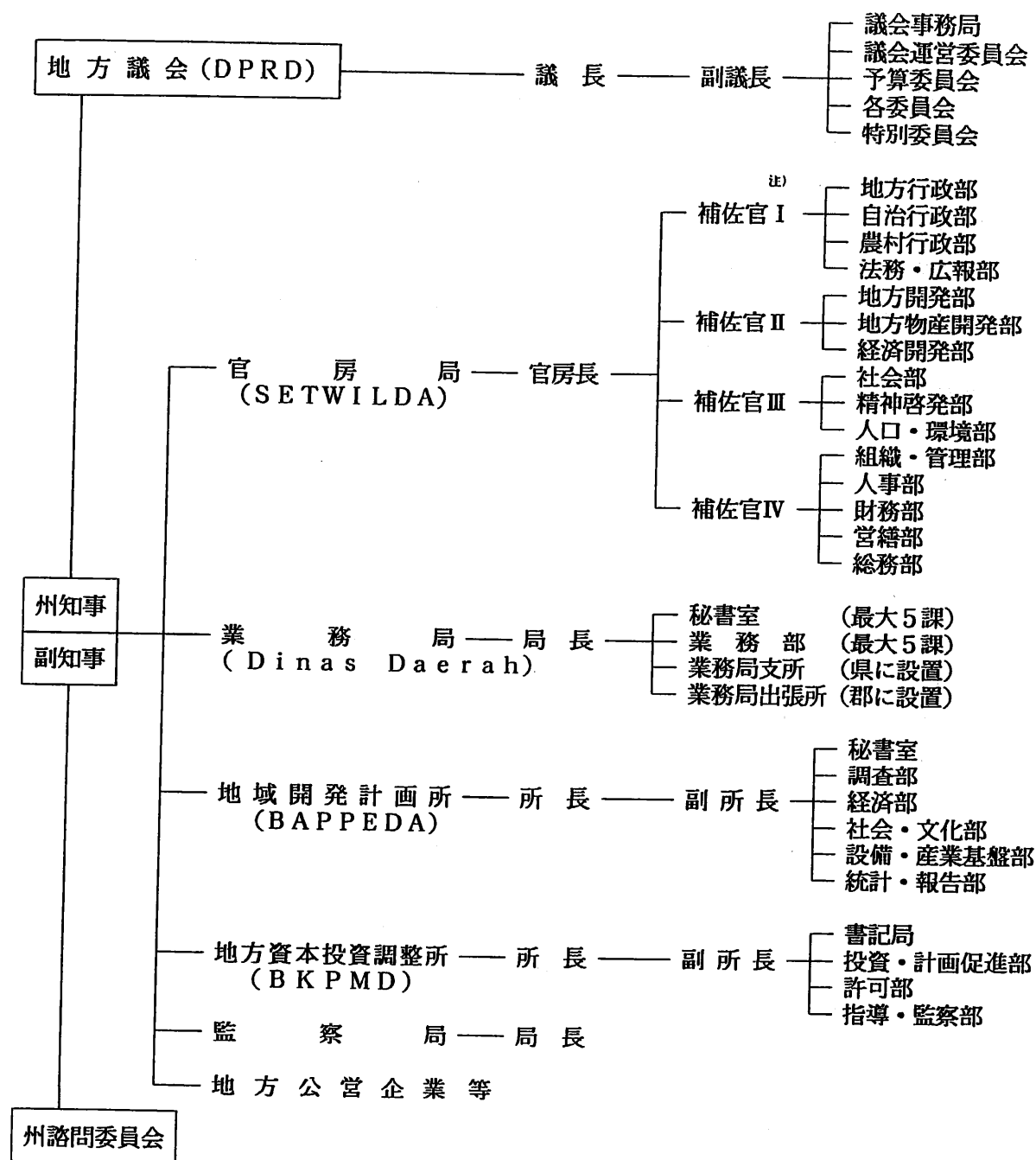
業務局の長は、首長（州知事等）に任命されることになっている²¹³⁾。

「地域開発計画所」〔BAPPEDA〕は、地方の開発と国家の部門別開発の促進と調和を一元的に図るため、開発計画の策定、政策立案等を行っている。

このため、州の地域開発計画所は常に中央政府の国家開発計画庁〔BAPPENAS〕に協議する必要がある、県・政令市のそれは州の地域開発計画所を通じて国家開発計画庁に協議することが求められている。

なお、前述した官房局は、地域開発計画所の事務局として業務方針の策定、財務管理等も行っている。

図12：州組織図



出所) 東京都議会事務局「インドネシアの地方行政と自治制度」P34~P49に基づき作成。

注) この他に「補佐官3人体制(一般行政、経済開発及び住民福祉、総務及び一般)」と「補佐官2人体制(一般行政、経済開発・住民福祉・総務)」がある。

地域開発計画所の長は、州の場合は内務大臣との協議を経て州知事が任命し、県や政令市の場合は、州知事との協議を経て県知事（又は市長）が任命することになっている²¹⁴⁾。

「地方資本投資調整所」〔BKPM〕は、民間資本投資の増大に対応する総合的な資本投資計画の決定及びその実施状況の評価を行っている。なお、地方資本投資調整所は、州にのみ設置されている。

地方資本投資調整所の長は、内務大臣及び中央政府の投資調整庁〔BKPM〕長官の同意に基づいて州知事が任命することになっている²¹⁵⁾。

「監察局」は、自治地域及び地方行政区としての州、県・政令市の業務全般について調査及び検査することになっている。州の監察権は内務大臣が掌握しており、内務大臣及び大臣が指名する官吏がこれを行うこととされている。県・政令市の監察権は州知事が掌握しており、州知事及び州知事が指名する官吏がこれを行っているようである²¹⁶⁾。

以上のほか、中央政府の業務を行うため、州、県・政令市には次のような組織がおかれている²¹⁶⁾。

- ・州知事（県知事・市長）書記局

治安維持関係の業務、主として地方指導者会議〔治安維持と国家開発に関する協議機関であり、そのメンバーは州の場合、州知事、国軍の地方師団司令官（あるいは同司令官が指名するもの）、地区警察長官、地方検事長で構成されている〕を担当している。

- ・州（県・市）国家5原則（パンチャシラ）指導委員会〔BP7〕

パンチャシラの理解と実践に関する教育を担当している。

- ・州土地局（県・政令市土地事務所）

内務省の組織であり、土地利用、土地登記などの土地行政を担当している。

- ・州農村開発局（県・政令市農村開発事務所）

内務省の組織であり、内務省（又は州）の農村開発計画に基づく実施業務を担当している。

④行政町、郡、村の組織

「行政町」「郡」「村」の組織は次のようになっている²¹⁹⁾。

行政町の場合、町長の下、「書記局」「業務部」「町行政部」が設置され、政治・経済・社会・文化に関する行政及び地域開発に関する行政等を行っている。

郡の場合、郡長の下、「郡秘書室」「監察課」等が設置されている。

村の場合、前述したように、議会を有する農村部の村「デサ」と議会を持たない都市部の村「クルラハン」に分かれている。

デサの場合、村長の下、「村議会」「村役場」が設置されている。村議会は議長、書記及び議員からなり、議員数は議長、書記を除き最低9人から最高15人となって

いる。村役場は村事務所（村事務長と3～5人の係長からなる）とドゥスン（村を構成する集落の名称）の長からなっている。デサは、村内自治の実施、郡からの業務の執行、秩序維持の計画策定及び実施、相互扶助精神の高揚（デサの行政目的の最重要点）等を行っている。

クルラハンの場合、村長の下、「村政機構」が設置され、郡からの業務の執行、村内の調整、地域開発と社会問題の解決、治安等に対して責任を負っている。村政機構は、事務長及び係長（3～5人）とリンクンガン（上記のドゥスンに同じ）の長からなっている。

（2）公務員

地方政府文官に関する公務員制度は、中央政府文官の制度と同じである²²⁰⁾。したがって地方政府雇用職員の場合も、学歴と勤務評定に基づき等級が定められ、この等級が給与体系に結び付いている。等級は4種類（Ⅰ～Ⅳ等級）、各等級は各々4～5つの号（Ⅰ～Ⅲ等級：A～D号 Ⅳ等級：A～E号）に分かれており、等級と号が上がるにしたがって高学歴となっている。給与は「基本給」「家族手当（配偶者手当、扶養手当）」「役職手当」「その他の手当」などがある。給与水準は前述したように、おしなべて低い水準にあるようである。

地方政府雇用職員数については、図9で示したとおり約495千人（1994年）で、公務員（文官）数全体に占める割合は約12.5%であり、公務員数全体に占める地方政府雇用職員の割合は近年減少傾向にある。州別の公務員数（中央政府文官を含む）を表したのが表17である。中央省庁が集中しているジャカルタ特別特定州で、州人口に占める割合が全国平均の約2倍であるほかは、概ね州人口に見合った公務員が配置されている。地方政府雇用職員数の詳細についても、全国レベルの統計が発表されていないのか詳細が不明である。前述した東カリマンタン州発行の統計書の中に、表10-（1）で示した州、県等に勤務する公務員（29,857人）の所属内訳が掲載されているので、表18として示す。

州、県・政令市の公務員について、表18及び後述する州、県、政令市の業務からみて次のようなことが特徴としてあげられる。

- ・公務員全体に占める「学校関係者」の割合が大きいこと
- ・学校関係者を除く公務員数では、州より県・政令市（の合計）の方が多いこと
- ・学校関係者については後述（P 61 参照）するように州が小学校の運営を行っていることなどからみて、その多くが州に属しているものと考えられること
- ・州に関しては業務局の公務員数が多いこと〔業務局の性格からみて県・政令市においても同様の傾向にあるものとする〕

表17：州別公務員（文官）数（1994年）

地 域	公務員数(全体に占める割合)	州人口(州人口に占める割合)
ア チ エ 特 定 州	93,052 (2.35)	3,689.2 (2.52)
北 ス マ ト ラ 州	230,154 (5.80)	10,813.4 (2.12)
西 ス マ ト ラ 州	121,111 (3.05)	4,203.0 (2.88)
リ ア ウ 州	78,741 (1.99)	3,667.7 (2.14)
ジ ャ ン ビ 州	55,647 (1.40)	2,237.3 (2.48)
南 ス マ ト ラ 州	125,118 (3.15)	6,875.1 (1.81)
ベ ン ク ル ー 州	40,636 (1.02)	1,320.4 (3.07)
ラ ン ボ ン 州	99,473 (2.51)	6,772.0 (1.46)
ジャカルタ特別特定州	373,318 (9.41)	8,796.6 (4.24)
西 ジ ャ ワ 州	540,766 (13.64)	38,875.6 (1.39)
中 ジ ャ ワ 州	526,623 (13.28)	29,272.5 (1.79)
ジョグジャカルタ特定州	103,515 (2.61)	2,918.3 (3.54)
東 ジ ャ ワ 州	538,318 (13.57)	33,380.4 (1.61)
西カリマンタン州	73,805 (1.86)	3,490.8 (2.11)
中カリマンタン州	50,851 (1.28)	1,542.3 (3.29)
東カリマンタン州	57,885 (1.46)	2,144.2 (2.69)
南カリマンタン州	78,809 (1.99)	2,781.5 (2.83)
バ リ 州	83,824 (2.11)	3,272.9 (2.56)
西ヌサトゥンガラ州	69,989 (1.76)	3,842.6 (1.82)
東ヌサトゥンガラ州	80,221 (2.02)	3,464.0 (2.31)
東チモール州	26,696 (0.67)	808.3 (3.30)
南スラウエシ州	195,689 (4.93)	7,346.3 (2.66)
中スラウエシ州	54,024 (1.36)	1,850.8 (2.91)
北スラウエシ州	91,575 (2.31)	2,690.9 (3.40)
東南スラウエシ州	47,928 (1.21)	1,497.6 (3.20)
マ ル ク 州	59,891 (1.51)	2,001.2 (2.99)
イリアン・ジャヤ州	67,757 (1.71)	1,994.2 (3.39)
そ の 他	392 (0.00)	- (-)
計	3,965,778 (100.0)	191,548.9 (2.07)

出所) インドネシア中央統計局「Statistical Yearbook of Indonesia 1994」P75

インドネシア内務省「DATA WILAYAH ADMINISTRASI PEMRINTAH」(人口)

注-1) 公務員数の単位は「人」。注-2) 州人口は推計人口(1993年)、州人口の単位は「千人」。

表18：東カリマンタン州における州、県等に勤務する公務員の所属内訳（1994年）
(()内は州の内数)

分 野 等	I 等級	II 等級	III 等級	VI 等級	計
州(東カリマンタン州)	782	2,964	1,627	94	5,467
・官房局	(159)	(453)	(375)	(18)	(1,005)
・業務局	(544)	(2,247)	(1,019)	(39)	(3,849)
・所 等	(79)	(264)	(233)	(37)	(613)
県・政令市	1,598	4,995	1,583	35	8,211
学 校	1,368	13,080	1,731	0	16,179
計	3,748	21,039	4,941	129	29,857

出所) 東カリマンタン州「East Kalimantan In Figures 1994」P99

(3) 業務

中央政府から州に権限を委譲されている行政分野は、一般的には 19 分野となっている。権限委譲に当たっては、州の行政能力等が考慮されるため、州によって若干の差異がある〔開発の遅れているイリアン・ジャヤ州やインドネシアに編入された最後の州である東ティモール州等は、他の州に比べて行政分野の数が限定されている〕とされている²²²⁾。

具体的な行政分野については、後述する「州の開発予算の内訳」、「インドネシアの地方行政と自治制度（東京都議会議会局）」及び「NORTH SUMATERA IN FIGURES（北スマトラ州発行の統計書）」²²³⁾から、次のようなものであると考えられる。

- | | | | | | | |
|-------|--------|--------|----|--------|-------|--------|
| ①農 | 業 | ②畜 | 産 | ③内水面漁業 | ④海洋漁業 | ⑤小ゴム園 |
| ⑥林 | 業 | ⑦教育・文化 | ⑧保 | 健 | ⑨公共事業 | ⑩工業・商業 |
| ⑪社会開発 | ⑫労働・福祉 | ⑬住 | 宅 | ⑭交 | 通 | ⑮一般行政 |
| ⑯鉱 | 業 | ⑰観 | 光 | ⑱公営企業 | ⑲農村建設 | |

県・政令市については、州が行っている行政分野よりさらに限定されているようである²²⁴⁾。詳細は不明であるが、「県・政令市の開発予算の内訳」及び「インドネシアの地方行政と自治制度（東京都議会議会局）」などから、次のようなものであると考えられる。

- | | | | | | | | | |
|-------|----|-------|-------|--------|----|----|-------|--------|
| ①農 | 業 | ②畜 | 産 | ③漁 | 業 | ④林 | 業 | ⑤教育・文化 |
| ⑥公共事業 | ⑦工 | 業 | ⑧社会開発 | ⑨労働・福祉 | ⑩住 | 宅 | | |
| ⑪交 | 通 | ⑫一般行政 | ⑬鉱 | 業 | ⑭観 | 光 | ⑮公営企業 | |

各行政分野については、中央政府と州、県・政令市の間で役割分担がなされているようである²²⁵⁾。例えば、「教育」「農業」「道路」を例に役割分担については以下のとおりである。

「教育」の場合：

- ・ 中央政府（国家の教育方針・カリキュラム、中学校、教科書配布等）
- ・ 州（主に小学校の運営）
- ・ 県・政令市（主に小学校の建設）

「農業」の場合：

- ・ 中央政府（戦略計画、研究・研修）
- ・ 州（農業振興、種の供給と病害虫の管理）
- ・ 県・政令市（概ね州に同じ）

「道路」の場合：

- ・ 中央政府（国道の建設、補修等）
- ・ 州（州道の建設、補修等）
- ・ 県・政令市（県道、市道の建設、補修等）

第3節 州、県・政令市の財政及び税制度

(1) 州、県・政令市の歳入

州、県・政令市の歳入規模については、表11(P37参照)で示したとおり、中央政府に比べると小さなもので、州、県・政令市を合わせても中央政府の約27%(1993年度)しかない。

1985年度と1993年度の歳入を比べると、全体の歳入が約3.4倍伸びているが、そのほとんどが中央政府歳入の増加である。こうした中、州の歳入金額の伸び率が約3.1倍であるのに対して、県・政令市の伸び率は約6.3倍となっている。この結果、1985年度には州の約半分であった県・政令市の歳入が1993年度には州と概ね同じレベルに達するに至っている。

州、県・政令市における歳入は、地方行政基本法の規定(55条)により、次の3種類とされている²²⁶⁾。

①州、県・政令市自身による収入(いわゆる自主財源)

- ア) 地方税収入 イ) 使用料・手数料等²²⁷⁾ ウ) 地方公営企業収入
エ) その他の合法的な地方収入

②中央政府からの収入(いわゆる依存財源)

- ア) 補助金 イ) 交付金

③その他の合法的な収入

1993年度における州、県・政令市の歳入内訳を示したものが表19である。

州、県・政令市とも「独自収入」の割合は低いものとなっている。県・政令市は歳入総額で州と肩を並べるに至ったが、自主財源の割合は州の半分以上であり、中央政府への依存度が大きいことがわかる。

州、県・政令市独自収入の内訳を見ると、州の場合、独自収入全体の約76%を「地方税収入」が占めているのに対し、県・政令市の場合、「サービス収入」〔各種使用料等〕がその約55%を占め、州に比べ地方税収入の割合の低いことが特徴である。税制度については後述する。

「地方交付税」は歳入全体のほぼ1割を占めている。地方交付税は、中央政府が特定の税について一定割合を州・県・政令市に還付するものである。地方交付税の財源は「土地・建物税(PBB)」及び「木材開発許可・ロイヤルティ(IHH・IHPH)」で、中央政府、州、県・政令市間における税等の配分割合は各々次のとおりである²²⁸⁾。

○土地・建物税〔中央政府：10% 州：18% 県・政令市：72%〕

○木材開発許可・ロイヤルティ

〔中央政府：26% 州：54% 県・政令市：20%〕

表 19 : 州、県・政令市の歳入内訳 (1993 年度)

(単位: 百万ルピア ()内はパーセンテージ)

項 目	州	県・政令市
(1)前年度余剰金収入	403,120 (4.80%)	191,033 (2.33%)
(2)独 自 収 入	2,196,807 (26.15%)	952,156 (11.59%)
①地 方 税 収 入	1,663,774 (19.81%)	276,147 (3.36%)
②サ ー ビ ス 収 入	338,547 (4.03%)	524,124 (6.38%)
③公 営 企 業 収 入	31,841 (0.38%)	26,891 (0.33%)
④手 数 料 収 入	27,060 (0.32%)	41,052 (0.50%)
⑤そ の 他	135,586 (1.61%)	83,942 (1.02%)
(3)地 方 交 付 税 収 入	644,426 (7.67%)	1,116,845 (13.59%)
(4)補 助 金 ・ 交 付 金 収 入	5,116,393 (60.92%)	5,904,681 (71.87%)
①補 助 金 収 入	3,929,120 (46.78%)	2,766,534 (33.67%)
②交 付 金 収 入	1,187,273 (14.14%)	3,138,147 (38.20%)
(5)開 発 収 入	38,444 (0.46%)	50,595 (0.62%)
①地 方 債	38,332 (0.46%)	49,885 (0.61%)
②公 営 企 業 債	111 (0.00%)	711 (0.01%)
計	8,399,190 (100.0%)	8,215,311 (100.0%)

出所) インドネシア中央統計局 「Financial Statistics of The First Level Local Government 1990/1991-1993/1994」 P7 「Financial Statistics of The Second Level Local Government 1992/1993-1993/1994」 P4

注) 百万ルピア未満の端数処理の関係で、計と各項目の数値合計が一致しない場合がある。

州、県・政令市の歳入全体に占める「補助金・交付金収入」の占める割合は非常に高く、州で約 61%、県・政令市で約 72%となっている。

「補助金」はその総額〔州、県・政令市の合計、6 兆 6,960 億ルピア〕などからみて、P 39 に示した「地方への補助費（SDO）」〔中央政府決算額：6 兆 7,960 億ルピア〕であると思われる。SDO の約 94% は、人件費に対する補助であるとされており、約 6 兆 4,000 億ルピアが、州・県・政令市に勤務する公務員〔対象は「地方派遣中央政府職員」「地方雇用中央政府職員」等と思われる²²⁹⁾〕の給与等に当てられている。なお、後述する州・県・政令市の歳出のうち「人件費」の総額は、この額を若干上回る 6 兆 5,960 億ルピアとなっている。

「交付金」は「大統領令に基づく補助金（INPRES）」であると思われる。

INPRES は、前述したように「州、県・政令市、村への地方補助金」と「（小学校建設等の）部門別補助金」からなっている。

地方補助金は、中央政府の使用許可は必要であるが使途が特定されていない補助金であり、表 12（P 38 参照）からわかるように「県・政令市への補助金」の伸びが顕著である。部門別補助金は特定部門の開発にのみ使われることが許される補助金であり、「小学校建設」「公衆衛生」「市場建設・再開発」「森林化」「道路建設」の 5 つの部門が補助対象と言われている²³⁰⁾。

前述したように、中央政府における開発歳出の部門別の決算金額が全体で約 2.7 倍〔93 年度／87 年度対比、以下同じ〕伸びている中で、市場建設・再開発を除く残り 4 部門の金額の伸びは全体を上回っている〔道路建設：8.2 倍、森林化：6.5 倍、公衆衛生：5.1 倍、小学校建設 3.6 倍〕。これら中央政府の開発歳出の多くは、州、県等に対する部門別補助金であると考えられ、地方行政において、これらの行政活動分野が重点分野に位置付けられていることを反映しているものと思われる。

歳入総額がほぼ等しい州と県・政令市の間で、INPRES（特に部門別補助金）に関しては実に 3 倍近くもの開きがある。これは、上記の 5 分野がより市民レベルに近い行政活動分野であることから、県・政令市の金額が州のそれを大きく上回っているものと思われる。

その他、「開発収入」〔地方債、公営企業債〕がある。中央政府に比べ、州、県・政令市とも開発収入の占める割合が非常に低いのが特徴である。なお、地方債等の取扱に当たっては、中央政府（内務省が中心と思われる）の許可が必要となっている²³¹⁾。

（2）州、県・政令市の歳出

1993 年における州、県・政令市の歳出は、表 20 に示すとおりである。

歳出は、中央政府と同様「経常歳出」と「開発歳出」からなっており、歳出全体の特徴としては、歳入と同様、県・政令市の歳出金額が近年増加してきていることである。

次に、県・政令市における「開発歳出」の歳出全体に占める割合が大きい〔中央政府：約 39%、州：約 31%、県・政令市：約 50%〕ことである。これは開発歳出が各種

表 20 : 州、県・政令市の歳出内訳 (1993 年度)

(単位: 百万ルピア () 内はパーセンテージ)

項 目	州	県・政令市
(1) 経 常 歳 出	5,398,930 (69.11%)	3,976,560 (50.23%)
① 人 件 費	3,863,631 (49.46%)	2,732,366 (34.51%)
② 物 件 費	531,341 (6.80%)	418,183 (5.28%)
③ 修 理 ・ 維 持 費	263,043 (3.37%)	121,708 (1.54%)
④ 職 員 旅 費	65,333 (0.84%)	73,696 (0.93%)
⑤ 借 入 金 等 支 払 金	14,133 (0.18%)	34,357 (0.43%)
⑥ 補 助 金	209,715 (2.68%)	70,094 (0.89%)
⑦ 年 金 等	395 (0.00%)	453 (0.01%)
⑧ そ の 他 費	441,845 (5.66%)	505,069 (6.38%)
⑨ 予 備 費	9,491 (0.12%)	20,635 (0.26%)
(2) 開 発 歳 出	2,412,718 (30.89%)	3,939,871 (49.77%)
① 農 業 ・ 灌 溉 業	235,669 (3.02%)	109,325 (1.38%)
② 工 業	13,046 (0.17%)	7,649 (0.10%)
③ 鉱 業 ・ エ ネ ル ギ ー	20,433 (0.26%)	11,433 (0.14%)
④ 交 通 ・ 観 光	766,352 (9.81%)	1,638,333 (20.69%)
⑤ 商 業 ・ 協 同 組 合	11,693 (0.15%)	42,006 (0.53%)
⑥ 労 働 ・ 移 住	15,807 (0.20%)	5,052 (0.06%)
⑦ 地 域 開 発	143,966 (1.84%)	457,434 (5.78%)
⑧ 宗 教	49,114 (0.63%)	27,013 (0.34%)
⑨ 青 年 教 育 ・ 文 化 ・ 唯 一 神 信 仰	168,383 (2.15%)	635,795 (8.03%)
⑩ 保 健 ・ 福 祉	115,552 (1.48%)	258,281 (3.26%)
⑪ 住 宅 ・ 定 住	62,199 (0.80%)	39,245 (0.50%)
⑫ 法 務	5,591 (0.07%)	5,571 (0.07%)
⑬ 治 安 ・ 国 防	35,038 (0.45%)	11,714 (0.15%)
⑭ 情 報 ・ 報 道	13,797 (0.18%)	9,220 (0.12%)
⑮ 科 学 ・ 技 術 ・ 研 究	40,318 (0.52%)	53,480 (0.68%)
⑯ 政 府 機 関	318,837 (4.08%)	433,686 (5.48%)
⑰ 企 業 活 動	81,966 (1.05%)	62,993 (0.80%)
⑱ 資 源 ・ 環 境	69,326 (0.89%)	65,129 (0.82%)
⑲ 補 助 金	245,446 (3.14%)	53,572 (0.68%)
⑳ 公 債 返 還	188 (0.00%)	12,942 (0.16%)
計	7,811,648 (100.0%)	7,916,431 (100.0%)

出所) インドネシア中央統計局 「Financial Statistics of The First Level Local Government 1990/1991-1993/1994」 P57 P101 「Financial Statistics of The Second Level Local Government 1992/1993-1993/1994」 P4 P5

注) 百万ルピア未満の端数処理の関係で、計と各項目の数値合計が一致しない場合がある。

施策の実施に係る経費であることから、県・政令市が各種施策の実施機関としての性格が強いことを示しているものと考えられる。

州、県・政令市の一般歳出の特徴としては「人件費」率の高さがある。

中央政府の場合、人件費〔11兆2,140億ルピア、P 38参照〕の歳出全体に占める割合が約18%であるのに比べ、州で約49%、県・政令市で約35%と高い比率になっている。前述のように、中央政府においては、経常歳出の40%以上を「借入金償還費」が占めているほか、州、県・政令市の人件費に対する補助である「地方への補助費（SDO）」が経常歳出に占めるウェイトも小さくない。一方、州、県・政令市においては、「公債償還費」率の低さが一つの特徴にあげられるように、こうした経費支出の必要性は少なく、その結果上記のような大きな「人件費」率の差が生じてきているように考えられる。

州、県・政令市の開発歳出の特徴としては、州、県・政令市とも「交通・観光」の歳出全体に占める割合〔州：約10%、県・政令市：約21%〕が高いことである。前述したINPRESにおける「道路建設」の割合の高さや、同国の交通分野における「陸上交通（道路）」の果たしている重要な役割〔旅客輸送の87%、貨物輸送の53%を占めている。〕²³²⁾、道路の総延長約245,000 kmのうち地方道が大部分を占めていること〔州道：約35,000 km、県道：約166,000 km、市道：約25,000 km〕²³³⁾などから、上記の「交通・観光」のうち「道路建設」がその多くを占めているものと考えられる。なお、州、県・政令市の「交通・観光」開発歳出の総額は約2兆4,040億ルピアであり、道路建設に係るINPRESは約1兆3,520億ルピアとなっている。

次に州、県・政令市の開発歳出の中でその占める割合が大きいものに「青年教育・文化・唯一神信仰」と「政府機関」がある。

前者については、州、県・政令市の「青年教育・文化・唯一神信仰」の総額が約8,040億ルピアであるのに対し、小学校建設に係るINPRESは約6,980億ルピアであることなどからみて、「小学校建設」の占める割合が大きいものと思われる。

また、「政府機関」については、巻末に示した「第6次経済開発5か年計画」の内容からみて、政府機関のインフラの改善や職員の教育・訓練等の占める割合が大きいものと思われる。

(3) 州、県・政令市の税制度

州、県・政令市の自主財源の割合が低いことは既に述べたとおりである。この自主財源のうち「地方税」の占める割合は、州と県・政令市とでは大きく異なっている〔表 19、P 63 参照〕が、地方税が州、県・政令市の重要な自主財源であることにはかわりない。

① 地方税

1993 年の地方税の総額は約 1 兆 9,400 億ルピア〔州：1 兆 6,640 億ルピア、県・政令市：2,760 億ルピア〕である。同年の中央政府の税収が約 34 兆 8,360 億ルピア〔表 14、P 42 参照〕であるから、同国の税収全体に占める地方税の割合は約 5.5% にすぎない。

州、県・政令市に与えられている徴税権は限られており、徴税機構の未整備と納税意識が低いこともあって、税収の増大は困難な状況にあるとの指摘もある²³⁴⁾。

ア) 州の地方税

州の地方税は 16 種類あるとも言われているが、主要な地方税は「自動車名義書き換え税」と「自動車税」である。これらの 2 つの税が州の税収入のほとんどを占めている²³⁵⁾。(80%以上を占めているとの報告もある。)

○自動車名義書き換え税〔Vehicle transfer tax〕

自動車の所有名義を書き換える際に、自動車の価値価格に応じて課せられる税
〔税率：新車の場合 10%、中古車の場合 5%〕

○自動車税〔Vehicle tax〕

自動車のエンジンの大きさと車両年齢に応じて課せられる税
〔税率：概ね自動車の価値価格の 2～3%に相当〕

イ) 県・政令市の地方税

県・政令市の地方税は、税収額は少ないものの数は多く、44 種類あるとも言われている。地方税収入の大部分は次の地方税で占められているようである²³⁶⁾。

○興行税〔Entertainment tax〕

○ホテル・レストラン税〔Hotel/restaurant tax〕

○街路照明税〔Street lighting tax〕

○広告税〔Advertisement tax〕

○屠殺場税〔Slaughter house tax〕

おわりに

以上内容から、インドネシアの地方行政の現状を中心にその要点をまとめてみたいと思う。

- (1) インドネシアは、広大な国土を有するとともに多様な民族、言語、宗教を持ち、地域による経済格差がみられるなど極めて多様性に富んだ国である。また、古い多彩な歴史を有するにもかかわらず、インドネシアという一つの独立国として誕生してからは約 50 年しか経ていない国である。
- (2) こうした状況のなかで、インドネシアは「国家 5 原則（パンチャシラ）」に基づき、独特の 5 権分立の国家機構を持ち強力な中央政府のもと、国家統合に努めている。大統領の権限は、国軍の最高指揮権、国民議会議員の一部（1997 年の総選挙から 75 名）の任命権を持つなど大きく、また国軍はその総兵力、予算額からみればそれほどでもないが、「国軍の二重構造」と呼ばれている理念のもと、その国政、地方政治のみならず経済界など社会の各方面に対する影響力は大きい。
- (3) (1) で述べたような状況の中で、強い中央政府を持ち、国家の統合を図る必要性と地方（地域）独自の行政の推進の必要性という相反する要請に応えるため、地方行政区を設置するなど、中央政府の権能をできるだけ地方（地域）にある行政機関に担わせるという「権限の非集中化」と、地方議会を持った自治地域（いわゆる普通の意味での地方自治体）を設置し、これに中央政府の権能の一部を付与、決定権限を与えるという「分権化」という 2 つの原則を掲げ地方行政を推進している。
- (4) このような原則に基づき、地方行政区、自治地域が設置されているが、「州」「県・政令市」の場合、両者の名称、境界は同一であり、また、自治地域の長である州知事、県知事、（政令）市長は、地方行政区の長を兼ねるというように、州、県・政令市は中央政府の出先機関としての性格と地方自治体としての性格を併せ持つという構造となっている。

なお、州、県・政令市のほか、地方行政区には「行政区」「行政町」「郡」「村（農村部・都市部）」があるが、これらは自治地域にはなっていない。
- (5) 州、県・政令市に勤務する公務員は、「地方派遣中央政府職員」、「地方雇用中央政府職員」及び「地方政府雇用職員」からなるが、前 2 者は「中央政府文官」に位置づけられている。「地方政府雇用職員」は、「地方政府文官」に位置づけられるが、法律上の身分は内務省雇用の「国家公務員」とされている。また、「地方政府雇用職員」の全文官（中央政府省庁職員を含む。約 400 万人）に占める割合は、12.5%にすぎず、「地方派遣中央政府職員」（約 39.2%）と、「地方雇用中央政府職員」（約 5.1%）を合わせた数の 3 割に満たない。こうした公務員制度の構造や、州、県・政令市に勤務する公務員の給与の 9 割以上が中央政府の補助でまかなわれていることは、(4) で述べた州、県・政令市が、中央政府の出先機関と地方自治体との 2 つの性格を併せ持つという地方行政の構造を反映しているようにも思われる。

なお、全文官に占める「中央政府省庁職員」の割合は約 43.2%であり、他のほとんどの公務員は州、県・政令市で勤務していると考えられることから、州等に勤務する公務員の数は決して少ないとは言えない。

(6) 内務省（内務大臣）は、州知事候補を推薦し、州の監察権を有するなど、地方自治、地方行政に関し幅広い権限を持っている。また、経済、社会、文化、政治など広い分野の行政にも関係している。

(7) インドネシアには第 1 レベルの自治地域として州（ジャカルタ特別特定州を含む）が 27、第 2 レベルの自治地域として県が 243、政令市が 57 ある。州の平均面積は約 71,000 k m²、平均人口は約 660 万人である。県の平均面積は約 7,800 k m²、平均人口は約 65 万人であり、政令市の平均面積は約 230 k m²、平均人口は約 41 万人となっている。

また、地方行政区である行政区が 6、行政町が 33、郡が約 3,900、村（農村部）が約 59,000、村（都市部）が約 5,600 ある。

(8) 州知事は、州議会が選出した 2～3 名の候補者の中から、内務大臣の推薦に基づき大統領が任命し、県や政令市の首長は、県・政令市議会が選出した 2～3 名の候補者の中から、州知事の推薦に基づき内務大臣が任命することとされている。

また、地方議会の議員は、選挙によって選ばれる「選出議員」と内務大臣が任命する「任命議員」からなっており、両者の割合は 4/5 と 1/5 である。

(9) 州は最大 19 分野、県・政令市は、約 15 分野の業務を行っているが、州、県・政令市の財政規模は、中央政府に比べて小さい（中央政府の 27%程度）。

近年、県・政令市の財政の伸びが顕著であり、ほぼ州と同じ規模となっている。

州、県・政令市の自主財源の割合は低く、特に県・政令市の自主財源の割合は低い。主な自主財源としては、「地方税（州）」と「サービス収入〔各種使用料等〕（県・政令市）」がある。

中央政府からの「補助金・交付金」は、州で全歳入の約 61%、県・政令市で全歳入の約 72%とその大半を占めている。補助金・交付金は「SDO〔地方への補助金：主な使途は公務員の給料等〕」と「INPRES〔大統領令にもとづく補助金：主な使途は社会資本の整備等〕」である。

地方自治体の歳出では、「人件費」の占める割合が大きい。特に州では約 50%と大きくなっている。逆に、社会資本の整備等に当てる「開発歳出」の割合は、県・政令市の方が大きく、主な開発歳出には「交通・観光（主に道路建設）」、「青年教育・文化・唯一神信仰（主に小学校建設）」がある。

最近、インドネシアで少しずつ「地方分権」の動きが出てきているようであり、その中心は県・政令市への分権にあるようである。

1996年9月、(財)自治体国際化協会シンガポール事務所は、同国のバリ島でアセアン各国及び日本から約100名の参加者(各国の内務省・地方自治体等の関係者、大学教授等の学識経験者)を得て「アセアン地域地方行政フォーラム」を開催した。

同フォーラムの基調講演の中で、同国内務省のスミトロ・マスケン一般行政・地方自治局長は『インドネシアにおける地方分権の政策的展望～県・政令市の重視～』を演題に講演を行った。この講演内容は、今後同国における地方分権の動きを展望する上で貴重な資料であると思われるので、その要旨を巻末に示すこととする。²³⁷⁾

インドネシアの地方自治、地方行政は、我が国や欧米諸国のものとは制度面で異なる点が多々ある。しかし、一国の地方自治、地方行政制度は、その国の歴史・文化・風土・民族など様々な要素を勘案しながら作り上げられたものであり、まず大切なことはその地方自治、地方行政制度を正しく認識することである。

地方制度を認識するに当たっては、それが誕生した背景や、地方行政が置かれている状況等を理解することが必要である。

また、地方制度は、その国の行政の一面を表す制度でしかないものの、その国に暮らす人々の生活に直結する制度であり、人々の暮らしぶり、社会・経済の状況を知るうえでも、これを理解することは極めて大切であると思う。

外国の姿を理解するためには、「言葉の壁」(インドネシアの場合、重要な文献で英語に翻訳されていないものが少なからず見受けられた。)や「情報の壁」(必要な情報が公表されていないのか、統計書等の中から発見できないものも多々あった。)など、多くの困難がある。

今回のレポート作成に当たっては、可能な限り最新情報の把握を図り、同国の地方行政の姿をできるだけ分かり易くお伝えできるように努力したつもりであるが、こうした「言葉の壁」や「情報の壁」などから十分な紹介ができなかったことをお詫び申し上げたい。また、一部古い文献等に基づく紹介しかできなかった個所もあり、現行の制度等が変更されている可能性もある。

今後とも同国の地方自治、地方行政に関する調査研究、情報提供等に努めていきたいと考えており、皆様のご指摘とご叱咤をお願い申し上げる次第である。

別紙 1 : 第 6 次経済開発 5 か年計画 (1994~98 年度) における分野別の事業計画

《農林業》

- (農 業) ・ 統合的国民農業開発 ・ 資源開発、農業インフラ整備 ・ 食品、栄養の多様化 ・ 農業事業開発
- (林 業) ・ 林業の育成、開発 ・ 国民林業事業拡大

《用 水》

- (用水源開発) ・ 河川、湖沼等の管理 ・ 用水源の保護、開発 ・ 生活用水の保護、管理
- (灌 溉) ・ 灌漑網の管理、開発 ・ 沼沢地の管理、開発

《工 業》

- (工 業) ・ 工業技術能力向上 ・ 家内工業、中小企業の拡大 ・ 産業構造整備

《鉱業・エネルギー》

- (鉱 業) ・ 鉱物資源、地質学の開発 ・ 鉱業開発 ・ 統合的国民鉱業事業開発
- (エネルギー) ・ 電力開発 ・ 村落電化

《観光業・郵政・電気通信》

- (観光業) ・ 観光サービス開発 ・ 観光業促進
- (郵政・電気通信) ・ 電気通信サービス開発 ・ 郵政サービス開発

《商業、国内事業振興、財政、協同組合》

- (商 業) ・ 商業拡大、流通システム整備 ・ 商業関連事業、機関の拡大
- (貿 易) ・ 輸出拡大 ・ 通商協力拡大
- (国内事業振興) ・ 国内事業の育成、拡大 ・ 国家資本の投下
- (財 政) ・ 財政機関強化、国有財産保護
- (協同組合・小規模企業) ・ 協同組合拡大 ・ 小規模企業育成

《交通・運輸、気象・地球物理学》

- (道路施設) ・ 道路、橋梁の改修 ・ 道路、橋梁の建設 ・ 道路、橋梁の維持
- (陸 運) ・ 鉄道施設の改善 ・ 河川、湖沼運送、通行施設の改善
- ・ 交通道路設備の改善
- (海 運) ・ 港湾施設の振興 ・ 航海安全 ・ 船舶の改善、台数の増加
- (航 空) ・ 空港施設の拡張 ・ 航空機の改善、台数の増加 ・ 航空安全
- (気象・地球物理学、捜索救助) ・ 気象・地球物理学の研究開発 ・ 捜索救助

《労働力》

- (労働力) ・労働力訓練、能力向上 ・労働力活用拡大、普及
- ・産業関係育成 ・労働力保護 ・生産能力と雇用機会の育成、拡大

《地域開発、移住政策》

- (地域開発) ・村、県、州の開発 ・未発展村落の開発 ・特別地域の開発
- (移住政策) ・移住政策における居住地、環境の整備
- ・移住政策における指導、育成

《宗教》

- (宗教活動支援) ・宗教生活施設改善 ・宗教間の指導指示、信者信仰
- ・メッカ巡礼者援助
- (宗教教育改善) ・初等教育、中等教育、高等教育における宗教教育の改善
- ・宗教における指導者、協会の改善

《教育、文化・民間信仰、青年・スポーツ》

- (教育) ・初等教育、中高等教育、大学教育の向上
- ・教育文化施設の利用、メンテナンス
- ・教育、文化における教員の向上
- (課外教育、公務員教育) ・公務員教育 ・課外教育
- (文化・民間信仰) ・伝統文化、歴史的遺産の保護
- ・言語、文学、図書館の育成 ・文化価値の保護、強化
- ・芸術の育成 ・民間信仰信者の育成

《人口政策・家庭福祉》

- (人口政策・家庭福祉) ・家族計画 ・人口政策

《社会福祉、保健衛生、女性及び青少年の役割》

- (社会福祉) ・社会福祉充実 ・社会的サービス、リハビリテーション
- ・国民の社会参加促進 ・天災予防
- (保健衛生) ・国民保健衛生サービス ・保健所、病院のサービス
- ・病気の予防、治療 ・栄養改善 ・保健衛生指導
- ・医薬品、食品の品質管理 ・民間療法の育成
- (女性及び青少年の役割) ・女性活動 ・青少年

《住宅・居住環境》

- (住宅・居住環境) ・生活用水の管理、供給 ・居住地環境健全化
- ・住宅、居住地の供給 ・住宅、居住地の改善
- (都市整備・建設) ・都市整備 ・都市建設

《法制度》

- (法制整備) ・ 国家法制度改善 ・ 法案、司法制定
- (司法機関整備) ・ 法律の実施、順守 ・ 法律、司法の指導
 - ・ 司法制度の育成 ・ 訴訟上の待遇、救済
- (法制度インフラ整備) ・ 法律、司法におけるインフラ改善

《国防・治安》

- (民間防衛・国民保護) ・ 民間防衛隊準備 ・ 国家防衛認識
- (インドネシア共和国軍) ・ 大衆支持 ・ 防衛力 ・ 地域化
- (支援活動) ・ 国防・治安における補助的インフラ改善
 - ・ 天然、人口資源、国土における研究開発

《政治、外交、報道・コミュニケーション・マスメディア》

- (政治) ・ 内政育成 ・ 地方自治の強化
- (国際関係) ・ 外交
- (報道・コミュニケーション・マスメディア)
 - ・ ラジオ、テレビ、映画の改善、開発 ・ 広報活動改善
 - ・ マスコミの育成、発展

《科学技術》

- (生産技術とテクノロジー) ・ テクノロジー取得 ・ 生産技術
- (基礎・応用科学) ・ 応用科学評価と研究 ・ 基礎科学評価と研究
- (科学技術インフラ) ・ 科学技術インフラ拡大 ・ 科学技術関連機関の育成
- (海洋) ・ 海洋資源利用 ・ 海洋資源調査と評価
- (宇宙) ・ 宇宙活動能力の育成 ・ 宇宙空間活用
- (統計・情報システム) ・ 統計改善開発 ・ 情報システム開発

《政府機関・監査》

- (政府機関) ・ 政府機関インフラ改善 ・ 政府機関職員の教育、訓練
 - ・ 政策研究開発 ・ 政府機関能率向上
- (監査機能の充実) ・ 監査機能の活性化

《環境、空間整備》

- (環境) ・ 環境汚染地域の回復 ・ 環境汚染対策 ・ 森林、土壌、水源の保護
 - ・ 地上、地下資源の調査評価 ・ 海浜地の整備、生活環境の整備、管理
- (空間整備) ・ 土地整備 ・ 空間整備

別紙2：県及び政令市の名称、面積、人口～その1～

州名	県名 (面積/人口) 及び政令市の名称 (面積/人口)
1 アチュ特定州 [県: 8] [政令市: 2]	アチュ県 { 2969k㎡/241.3千人 } アチュ県 { 7760k㎡/638.9千人 } アチュ県 { 1010k㎡/361.5千人 } アチュ県 { 71k㎡/245.0千人 } デヤ県 { 3415k㎡/440.5千人 } デヤ県 { 5575k㎡/212.8千人 } デヤ県 { 5635k㎡/191.8千人 } デヤ県 { 200k㎡/124.6千人 } アチュ県 { 4755k㎡/916.9千人 } アチュ県 { 12100k㎡/415.9千人 }
2 北スマトラ州 [県: 11] [政令市: 6]	デリスルダン県 { 4329k㎡/1705.9千人 } シムルダン県 { 4369k㎡/820.6千人 } 北パヌリ県 { 10605k㎡/700.1千人 } ニアス県 { 5318k㎡/621.6千人 } メダン市 { 2655k㎡/1827.9千人 } ビンジャイ市 { 90k㎡/235.0千人 } ランカタン県 { 6272k㎡/835.4千人 } アサハン県 { 4581k㎡/905.4千人 } 中部パヌリ県 { 2188k㎡/277.7千人 } ザイリ県 { 3146k㎡/284.0千人 } マクラン・シアンタル市 { 70k㎡/242.7千人 } ドゥビン・ティンギ市 { 31k㎡/123.6千人 } カラロ県 { 2127k㎡/266.7千人 } ラハン・パトタ県 { 9323k㎡/789.9千人 } 南パヌリ県 { 18897k㎡/1009.2千人 } タンジュン・パライ市 { 58k㎡/143.2千人 } シボルガ市 { 11k㎡/74.5千人 }
3 西スマトラ州 [県: 8] [政令市: 6]	バサマン県 { 9537k㎡/483.0千人 } リマプル・ゴタ県 { 3571k㎡/304.8千人 } タナハルト・シアンタル市 { 6006k㎡/323.5千人 } バダラン市 { 627k㎡/686.1千人 } バヤクラン市 { 85k㎡/94.8千人 } バダラン・パライ市 { 6666k㎡/514.8千人 } ソロック県 { 7121k㎡/451.8千人 } 南パヌリ県 { 5750k㎡/391.4千人 } バダラン・パヌリ市 { 23k㎡/39.9千人 } ソロック市 { 58k㎡/46.8千人 } アガム県 { 2019k㎡/413.6千人 } タナ・ダタル県 { 1404k㎡/348.5千人 } ブキティンギ市 { 25k㎡/88.1千人 } サワリント市 { 6k㎡/15.9千人 }
4 リアウ州 [県: 5] [政令市: 1]	カンバル県 { 27908k㎡/634.7千人 } リアウ島市 { 7487k㎡/470.0千人 } ブカン・バル市 { 446k㎡/491.9千人 } インドラギリ県 { 11605k㎡/499.2千人 } インドラギリ市 { 15854k㎡/414.6千人 } バタム市 { 612k㎡/141.1千人 } ブンカリス県 { 30646k㎡/1016.2千人 }
5 ジャンピ州 [県: 5] [政令市: 1]	バタン・ハリ県 { 11130k㎡/368.4千人 } タンジュン・ジャブン県 { 10200k㎡/381.5千人 } ジャンピ市 { 206k㎡/382.1千人 } ブンゴ・タガボ県 { 13500k㎡/408.8千人 } チロラン県 { 14200k㎡/404.6千人 } クリンチ県 { 4200k㎡/291.9千人 }
6 南スマトラ州 [県: 8] [政令市: 2]	ムシ・パニ・アソン県 { 25664k㎡/1020.7千人 } ムアラ・エニム県 { 9575k㎡/638.9千人 } フリトラン県 { 4532k㎡/200.5千人 } バレンバン市 { 224k㎡/127.0千人 } トガシ・コムリン県 { 21658k㎡/839.9千人 } ラハット県 { 4034k㎡/632.1千人 } パシカル県 { 11614k㎡/548.6千人 } パンカル・ビナン市 { 32k㎡/120.0千人 } 上トガシ・コムリン県 { 10408k㎡/1041.4千人 } ムシ・ラウス県 { 21513k㎡/563.0千人 }
7 ベンクルー州 [県: 3] [政令市: 1]	北ベンクルー県 { 9585k㎡/405.7千人 } ベンクルー市 { 145k㎡/222.6千人 } 南ベンクルー県 { 5949k㎡/309.0千人 } ルジャン・ルボン県 { 4109k㎡/383.1千人 }
8 ランボン州 [県: 4] [政令市: 1]	南ランボン県 { 6649k㎡/1842.5千人 } 西ランボン県 { 4951k㎡/345.3千人 } パングラ・ランボン市 { 169k㎡/755.3千人 } 中部ランボン県 { 9199k㎡/1972.0千人 } 北ランボン県 { 14417k㎡/1856.9千人 }
9 ジャカルタ特別行政区 [行政区: 5]	北ジャカルタ区 { 152k㎡/1492.4千人 } 南ジャカルタ区 { 146k㎡/1991.5千人 } 西ジャカルタ区 { 129k㎡/2029.0千人 } 東ジャカルタ区 { 188k㎡/2271.0千人 } 中央ジャカルタ区 { 49k㎡/1012.9千人 }
10 西ジャワ州 [県: 20] [政令市: 5]	パンデラン県 { 2611k㎡/899.2千人 } タンダラン県 { 867k㎡/326.7千人 } チアンジュル県 { 3461k㎡/1723.9千人 } インドラマユン県 { 1935k㎡/1490.7千人 } カラワン県 { 1578k㎡/1551.0千人 } パンドララン県 { 3041k㎡/3322.1千人 } タシクマラン市 { 2740k㎡/1852.9千人 } パンドラン市 { 81k㎡/224.6千人 } スカブミ市 { 12k㎡/123.3千人 } セラン県 { 1876k㎡/1575.5千人 } ボゴール県 { 3358k㎡/4160.7千人 } チボロ県 { 974k㎡/1729.1千人 } マジャラガ県 { 1209k㎡/1056.7千人 } スラバヤ県 { 830k㎡/588.8千人 } スマタラガ県 { 1422k㎡/851.6千人 } チチアミソン市 { 2521k㎡/1515.4千人 } チチアミソン市 { 37k㎡/259.7千人 } タンデラン市 { 177k㎡/1084.4千人 } ルバク県 { 3120k㎡/925.2千人 } スバク県 { 3932k㎡/1927.7千人 } クニンガシ県 { 1117k㎡/990.9千人 } ブカシ県 { 1284k㎡/2500.6千人 } スバラン市 { 1864k㎡/1229.7千人 } ガルトラン市 { 3106k㎡/1180.4千人 } タングラ市 { 3106k㎡/1180.4千人 } ボゴール市 { 23k㎡/279.6千人 }

出所) インドネシア-日本ビジネスサービス 「インドネシア共和国 第6次5ヶ年計画 (資料) 1994-1998年度」 P85~P95

別紙2：県及び政令市の名称、面積、人口～その2～

[illegible]

別紙2：県及び政令市の名称、面積、人口～その3～

州名	県の名称〔面積／人口〕及び政令市の名称〔面積／人口〕					
19 西ヌサトゥンガラ州 〔県：6〕 〔政令市：1〕	西ロンボック県 〔面積：16444km ² ／人口：921.3千人〕	スンバワ県 〔面積：8493km ² ／人口：391.4千人〕	マタラム県 〔面積：61km ² ／人口：294.6千人〕	中ロンボック県 〔面積：1428km ² ／人口：703.0千人〕	ドロンゴ県 〔面積：2325km ² ／人口：162.2千人〕	東ロンボック県 〔面積：1606km ² ／人口：900.0千人〕
20 東ヌサトゥンガラ州 〔県：12〕 〔政令市：1〕	東スンバウ県 〔面積：7000km ² ／人口：164.0千人〕	スンダラ県 〔面積：3038km ² ／人口：207.0千人〕	マカッサラ県 〔面積：3079km ² ／人口：268.3千人〕	西スンバウ県 〔面積：4052km ² ／人口：314.3千人〕	マカッサラ県 〔面積：2047km ² ／人口：224.9千人〕	マシナラ県 〔面積：7136km ² ／人口：537.5千人〕
21 東チモール州 〔県：13〕	ティティマラ県 〔面積：476km ² ／人口：144.9千人〕	ラウタム県 〔面積：1775km ² ／人口：50.6千人〕	マボタラ県 〔面積：1132km ² ／人口：35.9千人〕	バウカウ県 〔面積：1423km ² ／人口：90.8千人〕	マナトラ県 〔面積：1850km ² ／人口：58.1千人〕	マナトラ県 〔面積：1794km ² ／人口：33.5千人〕
22 南スラウェシ州 〔県：21〕 〔政令市：2〕	マムジュマサ県 〔面積：11508km ² ／人口：213.3千人〕	マムジュマサ県 〔面積：4782km ² ／人口：413.6千人〕	マムジュマサ県 〔面積：1786km ² ／人口：152.2千人〕	マムジュマサ県 〔面積：13559km ² ／人口：227.6千人〕	マムジュマサ県 〔面積：4559km ² ／人口：613.5千人〕	マムジュマサ県 〔面積：8220km ² ／人口：201.7千人〕
23 中スラウェシ州 〔県：4〕 〔政令市：1〕	ドンガラ県 〔面積：16007km ² ／人口：857.3千人〕	パンガル県 〔面積：12064km ² ／人口：373.0千人〕	ボルトマトリ県 〔面積：7605km ² ／人口：246.6千人〕	ボルトマトリ県 〔面積：28014km ² ／人口：373.9千人〕	ボルトマトリ県 〔面積：28014km ² ／人口：373.9千人〕	ボルトマトリ県 〔面積：28014km ² ／人口：373.9千人〕
24 北スラウェシ州 〔県：4〕 〔政令市：3〕	サンギラ県 〔面積：2264km ² ／人口：265.0千人〕	ゴロンタロ県 〔面積：12151km ² ／人口：622.5千人〕	マナド県 〔面積：24km ² ／人口：359.1千人〕	ミナハサ県 〔面積：4322km ² ／人口：816.2千人〕	ミナハサ県 〔面積：65km ² ／人口：126.4千人〕	ミナハサ県 〔面積：65km ² ／人口：126.4千人〕
25 東南スラウェシ州 〔県：4〕 〔政令市：1〕	クンダリ県 〔面積：16480km ² ／人口：558.8千人〕	ブトントン県 〔面積：6463km ² ／人口：417.3千人〕	コラカ県 〔面積：10310km ² ／人口：277.9千人〕	コラカ県 〔面積：10310km ² ／人口：277.9千人〕	コラカ県 〔面積：10310km ² ／人口：277.9千人〕	コラカ県 〔面積：10310km ² ／人口：277.9千人〕
26 マルク州 〔県：4〕 〔政令市：1〕	北マルク県 〔面積：21779km ² ／人口：609.7千人〕	中マルク県 〔面積：9116km ² ／人口：153.8千人〕	東マルク県 〔面積：359km ² ／人口：298.8千人〕	東マルク県 〔面積：25133km ² ／人口：638.9千人〕	東マルク県 〔面積：25133km ² ／人口：638.9千人〕	東マルク県 〔面積：25133km ² ／人口：638.9千人〕
27 イリアン・ジャヤ州 〔県：9〕 〔政令市：1〕	ジャヤプラ県 〔面積：52800km ² ／人口：285.5千人〕	ソロン県 〔面積：37901km ² ／人口：222.8千人〕	ジャヤウィジャヤ県 〔面積：42433km ² ／人口：395.7千人〕	ジャヤウィジャヤ県 〔面積：116km ² ／人口：165.5千人〕	ジャヤウィジャヤ県 〔面積：116km ² ／人口：165.5千人〕	ジャヤウィジャヤ県 〔面積：116km ² ／人口：165.5千人〕

出所) インドネシアー日本ビジネスセンター 「インドネシア共和国第6次5ヶ年開発計画 (資料) 1994-1998年度」 P106~P113

別紙3：マスケン一般行政・地方自治局長の講演要旨

①「県・政令市を重視する自治に関する方針と戦略」

ア) 県・政令市との関係における州の役割：

- ・ 州は、特に県・政令市への機能移転を通して、県・政令市における自治の発展に努めるものとされており、両者の関係は、競争関係よりむしろ補足関係にあるべきである。
- ・ 州自治体としての存続が未だ必要であり、中央政府から州への機能移転もまだ可能である。州は、県・政令市における自治の発展に努めるという重要な役割を持ち続ける。

イ) 県・政令市における自治を重視する戦略：

- ・ (特に県・政令市における) 自治の発展を阻害する主要な要因を判別するため、政府の内部関係を調査
- ・ 自治の発展に向けた適切なモデルを開発するため、県・政令市及び州への機能移転に関するパイロット(実験)事業の着手
- ・ 国家行政体制を補足する、社会的・文化的価値に根づく伝統的な自治体制(村落行政のことと思われる)の認識と強化
- ・ 自治体の強力な財政基盤を作るための地方経済の強化

ウ) 「県」における自治パイロット(実験)事業：^{註)}

- ・ 1994年、中央政府は「県」自治の推進に関する具体的な計画をまとめた。
- ・ 1995年4月、政府は26の県(ジャカルタ特別特定州を除く各州の各1つの県)を対象に2年間の自治パイロット(実験)事業を開始した。
- ・ 県、政令市への機能移転を行うモデルを開発するため、現在これらの事業は監視・評価が行われている。
- ・ 次回実施される自治パイロット(実験)事業については、都市部の政令市も含まれるであろう。また、2つの州については全ての県、政令市を対象にしたものとなろう。

注) 自治パイロット(実験)事業については詳細が不明であるが、同国の地方自治に大きな影響を与える可能性があり、今後留意を要する。

②「その他(自治発展に向け現在挑戦している事柄)」

ア) 行政面における地方分権の障害の克服

- ・ 不足する人的資源(=人材)の確保、育成
- ・ 不十分または均衡を欠く財源の確保
- ・ 不十分または均衡を欠く一般行政能力の向上

イ) 自治権の範囲拡大

- ・ 経済活動に関わる自治と地方経済の発展
- ・ 自治と社会・文化面の発展
- ・ 自治と政治面の発展

ウ) 地方分権過程の舵取り

注)

- 1) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P7
- 2) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P2
- 3) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P4
- 4) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P5
- 5) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P7 (緯度・経度)
地方自治協会(森田 朗) 『アジア諸国の地方制度～インドネシアの地方行財政制度』 P235 (東西の距離関係)
インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P5 (南北の距離関係)
- 6) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P16
- 7) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P7 (インドネシア国土面積)
(財) 矢野恒太郎記念会 『日本国勢図会 '96/97』 P39 (日本国土面積)
- 8) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P7
- 9) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P7
- 10) 同朋舎 『インドネシアの事典』 P116
- 11) 同朋舎 『インドネシアの事典』 P73
- 12) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P5
- 13) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P9
- 14) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P5
- 15) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P9
- 16) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P8
- 17) 綾部恒雄・永積昭 『もっと知りたいインドネシア』 P45～P46
- 18) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P7
- 19) 平凡社 『東南アジアを知る事典』 P436
- 20) Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P41 P42
- 21) Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P41
インドネシアー日本ビジネスサービス 『インドネシア共和国第6次5ヶ年開発計画(資料) 1994-1998 年度』 P76
- 22) (財) 矢野恒太郎記念会 『世界国勢図会 '96/97』 P45～P46
- 23) 平凡社 『東南アジアを知る事典』 P437
- 24) 大槻重之 『インドネシア百科 (完結版)』 P106
- 25) 平凡社 『東南アジアを知る事典』 P437
- 26) 平凡社 『東南アジアを知る事典』 P437
- 27) 綾部恒雄・永積昭 『もっと知りたいインドネシア』 P42
- 28) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P22
- 29) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P24
- 30) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P8
- 31) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P24
- 32) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P8
- 33) 自由国民社 『現代用語の基礎知識 1995』 P1167
- 34) 同朋舎 『インドネシアの事典』 P26
- 35) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P17
- 36) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P3～P7
日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P18～P26
同朋舎 『インドネシアの事典』 P169～P170 (50 年憲法) P438 (45 年憲法)
- 37) 藤本芳男 『インドネシアは、いま。』 P57～P58
- 38) 同朋舎 『インドネシアの事典』 P154
- 39) 平凡社 『東南アジアを知る事典』 P143
- 40) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P47
- 41) 同朋舎 『インドネシアの事典』 P235

- 42) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P13
- 43) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P69
- 44) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P46
- 45) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P73
- 46) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P96
ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P69
- 47) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P100
- 48) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P96 P100
- 49) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P96
- 50) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P100
ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P70
- 51) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P100
ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P93
- 52) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P142 P144
- 53) Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P327
ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P96
- 54) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P96
- 55) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P96
アジア経済研究所 (ハリリ・ハディ 三平則夫) 『インドネシアの経済開発政策の展開』 P154
- 56) Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P327
- 57) Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P327
- 58) Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P335
- 59) Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P333
ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P101
- 60) インドネシアー日本ビジネスサービス 『インドネシア共和国第6次5ヶ年開発計画 (資料) 1994-1998 年度』 P29
- 61) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P21
- 62) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『アセアン諸国の政治体制』 P28
- 63) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P45
- 64) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P14~P15
- 65) アジア経済研究所 (梅澤達雄) 『スハルト体制の構造と変容』 P8
- 66) インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P4
- 67) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P3
- 68) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P4
- 69) 在日本インドネシア共和国大使館 『インドネシア共和国のあらまし』 P4
- 70) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P14
- 71) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P59
- 72) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『アセアン諸国の政治体制』 P29
- 73) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P60
- 74) アジア経済研究所 (梅澤達雄) 『スハルト体制の構造と変容』 P129
- 75) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P10
- 76) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P66
- 77) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1991/1992 年度版』 P412
- 78) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P11
- 79) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P66
- 80) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P99
- 81) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P67
- 82) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P475
- 83) 平凡社 『東南アジアを知る事典』 P443
- 84) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P30

- 85) 同朋社 『インドネシアの事典』 P171
- 86) 同朋社 『インドネシアの事典』 P171
- 87) 同朋社 『インドネシアの事典』 P171
- 88) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P10
- 89) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P10
- 90) 同朋社 『インドネシアの事典』 P256
- 91) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P64
- 92) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P30
 BADAN PENERBITALDA 『BOOK OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA』 P349～P350
 Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P60
- 93) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P10
- 94) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P22
- 95) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P65
- 96) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P65
- 97) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P64～P65
- 98) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P65
- 99) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P65～P66
- 100) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P66
- 101) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P63
- 102) 同朋社 『インドネシアの事典』 P256
 アジア経済研究所 (梅澤達雄) 『スハルト体制の構造と変容』 P106
- 103) 同朋社 『インドネシアの事典』 P256
- 104) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P33～P34
- 105) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P41～P43
- 106) 同朋社 『インドネシアの事典』 P178
- 107) アジア経済研究所 (梅澤達雄) 『スハルト体制の構造と変容』 P36 P38
- 108) 同朋社 『インドネシアの事典』 P83 P103
- 109) アジア経済研究所 (安中章夫・三平則夫) 『現代インドネシアの政治と経済』 P7
- 110) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P12
- 111) アジア経済研究所 『アジア・中近東動向年報 1983』 P387 『アジア動向年報 1993』 P398
- 112) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P49～P50
- 113) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P14
- 114) 同朋社 『インドネシアの事典』 P196
 Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P250
- 115) 同朋社 『インドネシアの事典』 P196
 Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P250
 BADAN PENERBITALDA 『BOOK OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA』 P370
- 116) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P39
- 117) 同朋社 『インドネシアの事典』 P196
 Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P250
- 118) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P14
 Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P250
 BADAN PENERBITALDA 『BOOK OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA』 P370
- 119) 同朋社 『インドネシアの事典』 P196
- 120) 同朋社 『インドネシアの事典』 P196
 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P37
- 121) 同朋社 『インドネシアの事典』 P196
- 122) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P15
- 123) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P29

- 124) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P30
- 125) アジア経済研究所 (梅澤達雄) 『スハルト体制の構造と変容』 P9
- 126) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P30
- 127) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P34
- 128) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P28
- 129) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P61
- 130) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P61~P62
- 131) アジア経済研究所 『アジア動向年報 1996』 P439
ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P469~P474
- 132) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P30
- 133) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P62
- 134) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P19
- 135) 同朋社 『インドネシアの事典』 P153~P154
- 136) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P259
- 137) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P21
- 138) (財) 矢野恒太郎記念会 『96/97 世界国勢図絵』 P508~P509
- 139) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P66
同朋社 『インドネシアの事典』 P154~P155
- 140) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P19
- 141) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P36
- 142) 大槻重之 『インドネシア百科 (完結編)』 P150
- 143) 河出書房新社 『暮らしがわかる アジア読本 インドネシア』 P257
- 144) 藤本芳男 『インドネシアは、いま』 P133
- 145) 藤本芳男 『インドネシアは、いま』 P135
- 146) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P33 P35
東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P7 P9
- 147) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P33 P35
DEPARTMENT DALAM NEGERI 『DATA WILAYAH ADMINISTRASI PEMERINTAH 1996』
自治総合センター 『アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究 (エロバ行政センター)』 P105
東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P90
- 148) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P33 P35~P36
BADAN PENERBITALDA 『BOOK OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA』 P575~P576
- 149) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P90
- 150) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P9
- 151) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P33
- 152) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P16~P20 P45
アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P31~P32
- 153) BADAN PENERBITALDA 『BOOK OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA』 P25~P31
- 154) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P44
- 155) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P45
- 156) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P45
- 157) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P23
- 158) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P37
Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P76
- 159) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P24~P27
Central Bureau of Statistics 『Statistical Yearbook of Indonesia 1994』 P78
- 160) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P26~P29
- 161) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P34
- 162) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P35

- 163) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P35
- 164) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P103
- 165) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P142
- 166) 通商産業省 『平成6年版 通商白書』 P188
- 167) アジア経済研究所 (安中章夫・三平則夫) 『現代インドネシアの政治と経済』 P221 P223
アジア経済研究所 『アジア動向年報 1985』 P416
- 168) ジェトロ 『ビジネスガイド インドネシア NIES 化への挑戦』 P76
- 169) (財) 矢野恒太郎記念会 『96/97 世界国勢図絵』 P434 P437
- 170) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P257
- 171) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P257
- 172) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P75
- 173) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P75
- 174) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P103
- 175) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P103
- 176) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P104
ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P365
- 177) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P104
ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P366
- 178) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P340
- 179) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P321
- 180) J. S. UPPAL, Ph. D. 『TAXATION IN INDONESIA』 P40
- 181) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P334
- 182) Department of Information 『INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK』 P104
- 183) Department of Home Affairs 『THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA LOCAL GOVERNMENT AND THE ROLE OF THE DEPARTMENT OF HOME AFFAIRS』 P28
- 184) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P90
- 185) 木村宏恒 『インドネシア 現代政治の構造』 P277
- 186) Ministry of Home Affairs 『REGIONAL ADMINISTRATION AND DEVELOPMENT IN INDONESIA』 P17
BADAN PENERBITALDA 『BOOK OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA』 P141~P152
- 187) Department of Home Affairs 『THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA LOCAL GOVERNMENT AND THE ROLE OF THE DEPARTMENT OF HOME AFFAIRS』 P28~P33
- 188) BADAN PENERBITALDA 『BOOK OF STATE FUNCTIONARIES OF THE REPUBLIC OF INDONESIA』 P141~P152
アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P31~32
MITRA INFO JAKARTA 『DIRECTORY OF THE R. I. GOVERNMENT』 P200
- 189) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P31
- 190) 日本国際問題研究所 『世界各国便覧叢書 インドネシア共和国』 P48
- 191) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P19~P28
- 192) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P244
- 193) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P244
- 194) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P245
- 195) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P59
- 196) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P246
- 197) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P246
- 198) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P23
- 199) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P246
- 200) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P20~P22
- 201) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P90
- 202) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行財政制度』 P246
- 203) 東京都議会議会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P57~P58

- 204) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P33
- 205) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行政財政制度』 P250
- 206) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P31~P32
Departemen Dalam Negeri 『LAW NUMBER 5/1974 REPUBLIC OF INDONESIA CONCERNING BASIC PRINCIPLES ON ADMINISTRATION IN THE REGION AND ELUCIDATION』 P18~P19
- 207) Departemen Dalam Negeri 『LAW NUMBER 5/1974 REPUBLIC OF INDONESIA CONCERNING BASIC PRINCIPLES ON ADMINISTRATION IN THE REGION AND ELUCIDATION』 P21
アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P34
- 208) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P42
アジア経済研究所 (梅澤達雄) 『スハルト体制の構造と変容』 P133 P136
- 209) アジア経済研究所 (萩原宜之/村嶋英治) 『ASEAN 諸国の政治体制』 P40
東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P42
- 210) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P34~P36
- 211) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P36
- 212) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行政財政制度』 P253
Department of Home Affairs 『THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA LOCAL GOVERNMENT AND THE ROLE OF THE DEPARTMENT OF HOME AFFAIRS』 P28
- 213) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P36
- 214) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P36~P40
- 215) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P40~P41
- 216) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P48
- 217) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P34
- 218) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P50~P52 P55~P57
- 219) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P57~P60
- 220) アジア経済研究所 (岩崎育男/萩原宜之) 『ASEAN 諸国の官僚制』 P24
- 221) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P41
- 222) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行政財政制度』 P253~P254
- 223) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P61~P66
KANTOR STATISTIK PROPINSI SUMATERA UTARA DAN BADAN PERENCANAAN PEMBANGUNAN DAERAH
TINGKAT I - PROPINSI SUMATERA UTARA 『SUMATERA UTARA DALAM ANGKA 1994』 X V II ~ X V III
- 224) 地方自治協会 (森田朗) 『アジア諸国の地方制度 インドネシアの地方行政財政制度』 P254
- 225) Nick Devas 『FINANCING LOCAL GOVERNMENT IN INDONESIA』 P7
- 226) 地方自治協会 (アントン・スマルトーノ)
『アジア諸国の地方制度 インドネシア (カントリー・レポート)』 P170~P171
Departemen Dalam Negeri 『LAW NUMBER 5/1974 REPUBLIC OF INDONESIA CONCERNING BASIC PRINCIPLES ON ADMINISTRATION IN THE REGION AND ELUCIDATION』 P41~P42
- 227) Nick Devas 『FINANCING LOCAL GOVERNMENT IN INDONESIA』 P30~P33
- 228) REYDONNYZAR MOENEK (MINISTRY OF HOME AFFAIRS) 『COUNTRY REPORT: LOCAL GOVERNMENT ADMINISTRATION AND DEVELOPMENT OF INDONESIA』 P13
- 229) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P75
- 230) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P75
アジア経済研究所 (ハリリ・ハディ/三平則夫) 『インドネシアの経済開発政策の展望』 P68
- 231) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P75
- 232) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P224
- 233) ジャカルタ・ジャパン・クラブ 『インドネシアハンドブック 1995/1996 年度版』 P224
- 234) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P73

- 235) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P73
REYDONNYZAR MOENEK (MINISTRY OF HOME AFFAIRS) 『COUNTRY REPORT: LOCAL GOVERNMENT ADMINISTRATION AND DEVELOPMENT OF INDONESIA』 P11
Nick Devas 『FINANCING LOCAL GOVERNMENT IN INDONESIA』 P59～P60
- 236) 東京都議会議員会局 『インドネシアの地方行政と自治制度』 P73
REYDONNYZAR MOENEK (MINISTRY OF HOME AFFAIRS) 『COUNTRY REPORT: LOCAL GOVERNMENT ADMINISTRATION AND DEVELOPMENT OF INDONESIA』 P12
- 237) H. SUMITORO MASKUN (DIRECTOR GENERAL OF PUBLIC ADMINISTRATION AND REGIONAL AUTONOMY,
MINISTRY OF HOME AFFAIRS) [EMPHASIS ON THE SECOND LEVEL REGIONAL AUTONOMY FROM A POLITICAL PERSPECTIVE
OF DECENTRALIZATION IN INDONESIA] P6～P14

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 157 号	インドネシアの地方行政	1998/2/20
第 156 号	韓国における地方自治の情報化	1998/2/20
第 155 号	アメリカの救急制度と航空救急	1998/2/6
第 154 号	ソウル市の交通総合対策	1997/12/10
第 153 号	アメリカにおける自然保護政策	1997/12/5
第 152 号	スポーツ施設と地域政策	1997/11/28
第 151 号	カリフォルニア州サンベニス・カウンティ レイクウッド市（米国地方自治の現場Ⅳ）	1997/11/28
第 150 号	チェコの地方自治	1997/11/20
第 149 号	韓国の市・郡統合問題	1997/10/30
第 148 号	アメリカの福祉改革	1997/10/15
第 147 号	韓国 仁川国際空港建設計画について	1997/8/25
第 146 号	オーストラリアの公務員制度概説（２）（地方自治体）	1997/6/20
第 145 号	オーストラリアの公務員制度概説（１）（州政府）	1997/6/20
第 144 号	英国の文化政策	1997/5/20
第 143 号	米国社会と移民政策の現状	1997/5/15
第 142 号	英国の１９９６年統一地方選挙	1997/4/30
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営化	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 139 号	１９９６年米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください